

開設記念パネルディスカッション

人間福祉学部・人間福祉研究科開設記念



人権，社会正義を基盤とした ソーシャルワーク教育

高橋 重宏 東洋大学社会学部長

人間福祉学研究, 1 (1) : 67-72, 2008

人間福祉学部の開設おめでとうございます。とくにやはりすごいなと思うのは、5000人の受験生を集められたということは画期的なことごさいます。ご存じのように今年是全国的に社会福祉系の大学は定員割れの大学が続出しております。そういったなかでそれだけ受験生を集められたというのは、やはり関西学院の歴史といいますか、あるいはこういった学部・学科構想のユニークさが若者の共感を得たのだろうということを感じます。

さきほど、学長先生からコスモポリタンにやってほしいという話がありました。私は1989年から91年の2年間、トロント大学にいました。その当時の日本の総領事が増井正さんという方で、この方は外務省の人権難民課長をされていて、人権ということについて大変詳しい課長さんがトロントの総領事で来ておられました。あるとき、お会いしたときに「高橋さん、せっかくここに来たのなら、トロントあるいはカナダというのは世界で人権にかかわる政策が一番進んでいるから、しっかり勉強していった方がいいですよ」ということをいわれました。そういわれて具体的にみると、本当に目からうろこが落ちるようなことがたくさんあるわけです。私は日本で社会福祉を勉強していたときは、まさに「社会福祉と人権」ということで、人権がゴールではありませんでした。「アンド」で結ばれていました。

とくにさきほどご紹介いただきました子ども家庭福祉を専攻してしまして、インケアの、親元を離れて生活する子どもたちが、子どもたちの権利責任ノート「right and responsibility」のハンドブックをきちんと持たされているわけです。そして、あなたにはこういう権利と責任がありますということもきちんとインケアの子どもに伝えることが、いわば義務になっているわけです。オンタリオ州では、1984年に制定された子ども家庭サービス法でインケアの子どもたちの権利と責任が明記してあるわけです。もうびっくりしました。すごく感動して、ちょうど2年間全国社会福祉協議会の「月刊福祉」に「カナダ日記」を掲載させていただいていました。1人で興奮して、ページ数を増やしてよということで、それを翻訳して日本に紹介しました。なかなかその興奮は伝わらないわけでごさいます。だが結果的には1995(平成7)年に大阪府が「子どもの権利ノート」を日本で最初につくってくださいました。現在は日本でも全自治体で「子どもの権利ノート」がつくられるようになっています。

トロント大学大学院ソーシャルワーク学部にて2年間客員研究員として所属させていただきました。私はなにも人権の専門家ではなかったわけですが、日本に帰ってきましたら権利擁護が私の仕事のひとつの柱というような形になってきました。

1. ソーシャルワーク教育における先駆的な役割への期待

私の前には関西学院大学の卒業生の岡本民夫先生がトロント大学で研究されていました。もっと前になると武田建先生がこのトロント大学で学んでおられた。その武田先生の同級生のサーロー節子さんという方と私はすごく親しくて、その建先生の話が何回も出てきました。

それからこうみますと、松岡敦子さん、いまヨーク大学のプロフェッサーをしておられますが関西学院出身ですし、立木先生などいろいろな方が、とくにカナダ、私がカバーしているのはカナダですけれども、そういう意味ではカナダとの関係を取り入れながら…。関西学院というのはやはりグローバルに活躍されている方が非常に多い大学ではないかということ、現職の方あるいは卒業生の方を含めてそう思います。そういう点で関西学院は、日本のソーシャルワーク教育の最先端といえますか最右翼として、現在の先生たち、あるいは卒業された方が、ソーシャルワーク教育を引っ張ってこられた。これはもう確実に、どこからも反対が出ることはないだろうと思います。ですから、このように人間福祉学部と名称が変わっても、日本のソーシャルワーク教育を引っ張っていく、そういった努力を社会的にになっていただきたいということを期待しています。

現在、日本には182の社会福祉士を養成する大学があります。すごい数なわけです。182の大学で社会福祉士のいわば受験資格を出している。そして修士課程をいいますと、91の大学に社会福祉の修士がごぞいます。博士でみますと50の大学で博士号を取得できる課程を開設しています。ですから、非常に数は増えていっています。けれども正直言って、格差は非常に開いてきています。だから、こういう言い方をするとあれですけども、社会福祉の専任の先生が誰もいないところで社会福祉学博士が出されていたり、これでいいのだろうかということが実際に起こっています。私

が知っている先生が1人も審査員のなかにいらっ

しゃらないわけです。それで、どうもほとんどが医師みたいですが、社会福祉学博士が出されているわけです。こういうことをやっていると大変いろいろな問題が起こってくるのが危惧されます。こういったことが起こらないようにリーダーとして、関西学院大学はぜひ、いろいろな形で日本のソーシャルワーク教育に影響力をもっていただきたいと思います。やはりこの関西学院大学が今までになってきたこと、そしてこれから期待されていることには非常に大きなものがあるのではないかと私は確信しております。

2. 虐待への社会的な対応の必要性

さきほどちょっと話しました権利擁護ということでは、このところ、子どもの権利擁護、あるいは子ども虐待への社会的対応、あるいはソーシャルワーク実践ということ掲げてやってきております。とくに子ども虐待の社会的対応ということでは、関西学院大学はうらやましいほどたくさん専任の先生をお採りになって、とくに子どもの虐待の部分では、今日もいらしていますけれども、才村純先生は厚生労働省の児童福祉専門官で、まさに国で責任をもってこられた方です。そういう意味では日本の児童相談所を束ねる責任をもっておられた方、その後任の、今日司会をされている前橋信和先生も、厚生労働省の児童福祉専門官としていろいろな法制定や、まさに日本の子ども虐待の国の行政の担当者をされてこられた方です。

そういった先生方がいらっしゃるのは、学生さんたちにとっても大変刺激的といえますか、最先端のことを勉強していただけるのではないのでしょうか。児童相談所の運営指針などは、才村先生や前橋先生たちが書いてきているわけですから。それがいまの国の通知として発出され、児童相談所が運営されていく。政策や制度を策定された人たちが、本学で教鞭をとって後継者養成をされる意味は非常に大きいのだらうと思います。

それから権利擁護ということで、このところ児

児童養護施設における体罰がいろいろな形で問題になりました。昨年も福岡市にある福岡育児院という施設で、子どもが体罰を受けたということで、施設から警察に援助を求めまして、警察に保護されたという事件がありました。けれども施設側は「体罰は一切やっていない」、子どもは「体罰を受けた」ということで大変対立しました。そこで福岡市は、事実関係を調査する委員会を設定しました。弁護士さんが2人、福祉関係が2人、そして私はまとめ役ということで座長として、何回も福岡に通いました。基本的にはわれわれは調査をしまして、体罰は確実にあったという事実認定をして、吉田宏市長さんに報告しました。

とくに児童養護施設で生活する子どもは、社会的に非常に弱い立場の子どもです。そこで施設の見解は、あれは施設生活に満足しない子どもが施設を傷つけるためにああいう嘘を言っているだけだということでした。それで理事長さん、園長さん、次長さん、あるいは主任指導員さん、指導員さん、保育士さんみなさんにヒアリングしましたけれども、一切ないということでした。けれども事実は違って、体罰があったということを施設ではまとめて理事会に報告していたのです。正式にはいろいろな事実関係を調査して、市長に報告を出しました。福岡市は改善勧告命令を出しまして、理事長さんなり園長さんなりが辞めて、職員の入れ替えという形の対応を市がすることになっていくわけです。

そういう面からみていきますと、こういった新聞報道された事件が二十いくつ現在でもあるわけです。解決されたところと解決されていないところがあります。けれども、いずれにしてもその施設には子どもたちが生活しているといった問題があるわけです。とくに児童養護施設は、親元で虐待等を受けて「もう安全だよ」ということで、知事や市長が子どもをお預かりしているわけです。公としては知事や市長の責任でお預かりしているわけです。そしてたまたまAという児童養護施設にお子さんのケアをお願いしたわけです。とこ

ろがそこに行ってみたら、暴力が行われている施設だった。これではもうまずいわけです。公が保護するから措置費という形で税金からお金が手当てされています。

いまの国会で、児童福祉法を改正して施設内虐待への対応がされるのですが、これはもう委員会で可決されましたから国会で通ると思います。今回の国会で新しい法改正になると思います。日本では、福岡育児院の13年前にあった事件で「施設内虐待」という言葉が生まれました。皮肉にも福岡育児院は今回3回目の事件を起こしているわけです。2回目は理事長がお金の使い込みをして、今回は体罰事件という形で起こっています。

そういった面で、このような仕組みをどう変えていくか、あるいは子どもの権利をどう擁護していくかということは非常に重要です。今度の法律では、こういうことが起これば、所管課に必ず報告をする。そうすると所管課はきちんとその施設へ対応していく仕組みをつくるということになっています。けれども、これも問題なのです。自治体の意識の差が非常にあります。そういうことにきちんと取り組む自治体と、すごく腰が引けていて何年も何年も問題が解決しない自治体があります。ですから、こういう法律は作るものの、自治体の能力によって、いくら法律をつくっても、きちんと対応する自治体とそうではない自治体の違いをどういう具合にしていくかということは、子どもの権利擁護を考えていく上では非常に大きい課題だろうと思います。いずれにしてもこれらが、いま私の仕事としてやっている内容であります。

そういう面では、人間福祉という言葉、虐待を受けている子どもというのは、まさに反福祉的な、あるいは人権が踏みにじられているということに繋がっていくのだらうと思います。けれども、では子どもだけかということ、多くの場合、母親が加害者ですけれども、母親も抑圧されて育ちのなかで人権を踏みにじられて生きてきたといった背景があります。ですから、そういった子どもへの手当て、母親への手当て、あるいは暴力を振るう夫

への手当てといったところがすべてカバーされていかないと、うまくいかないわけです。それから、かなり精神保健的な問題をもっていらっしゃる親御さんもいる。あるいは人格的に問題のある親御さんもいる。そういった親御さんたちに対してどう社会が支えていくかということは、非常に重要な課題になっていくのだらうと思います。

3. 人間福祉学部への期待

そこで、さきほどと関連しますがけれども、関西学院大学はソーシャルワークを先導してこられた。私のレジュメの資料を開いていただきますと、ソーシャルワークについての定義、「International Federation of Social Workers」という組織がありますが、これが2000年にモントリオールでソーシャルワークとはなにかということを定義しています。ぜひこのなかでも1ページ、英語版のところをみていただきますと注目していただきたいことは、ウェルビーイングという概念です。ソーシャルワーカーは人々のウェルビーイングの促進をする。それがソーシャルワーカーの仕事である。ウェルビーイングというのは私なりに、これも私カナダに居るときにウェルビーイングに関心をもって好んで使っておりますが、ウェルビーイングというのは、いい状態が時々刻々と続いている。そういう面では、別の言い方をすれば、1人の個人として人権が尊重されて、その自己実現が支えられている。これがウェルビーイングということであろうと思います。まさに人間福祉ということを見ていけば、人々のウェルビーイングをいかに高めていくか、あるいはウェルビーイングが阻害されている状況をいかにひも解いていくかということだろうかと思います。

さらに一番下の「Principles of human rights and social justice are fundamental to social work」の部分です。人権と社会正義はソーシャルワークのよりどころであるということです。今後ますます、ソーシャルワークを学んでいく人たちには、ヒューマンライツ、それからソーシャル

ジャスティスという価値観をきちんと深めていただくということが非常に重要になってくるのではないかと思います。とくに社会起業学科等はこの辺が非常に重要ですね。そういうことがあるから、新しいものを作り上げていく。

そういう意味では、さきほどちょっと打ち合わせのときに、明治20年に日本で最初に養護施設をつくった石井十次さんは、岡山で医者になろうとしていたわけですが、貧しい母子家庭の母と子にあって、医者になる夢を捨てて孤児院をつくりました。当時はなにも根拠法はありません。ニーズだけがあるわけです。そこで彼は民家を借りたり、あるいは財政的にスポンサーをつくったり、全ていろいろなものを集めながら新しいものをつくりだしていつているわけです。これが日本の児童養護施設の起源になっていきます。そういう面から考えますと、こういった石井十次さんなどをもう少し研究していただいて、起業家としての石井十次みたいなところを牧里先生、ぜひまた深めていただけたら、社会福祉のなかにも新しい視点が取り入れられていくのかなと。

要するに、日本の戦後は法律がないからとか仕組みがないからという形で全部諦めて、硬直した措置制度の下でがんじがらめの社会福祉が運営されてきたというのが戦後の社会福祉であります。いまはいろいろな形でいろいろなものがつくれるという形に非常に変わってきているわけでありますから、そういう意味では、こういった社会起業を考えていただく上においても、ヒューマンライツあるいはソーシャルジャスティスということをきちんと踏まえた専門家、実践家の養成というところに取り組んでいただきたいと思います。

そういう意味では、子どもの領域でもお年寄りの領域でも、ヒューマンライツということは非常に重要です。けれども、私はどうも日本は歴史的には個というものを大切にしない文化というものがあつた感じがします。私は東洋大学に勤めておりますけれども、本職としては島根県の江津市にある山辺神宮の宮司をやっております、現職でご

ざいまして、鳥根に通いながらお祭りをしております。官司の仕事は祝詞を書かなくてはいけないので、古い祝詞をみますと、みんな個の福祉ではなくて家の存続なのです。だから「家門高く身健やかに」というような形の祝詞が出てまいります。私は、多分私だけだと思いますけれども、祝詞のなかにウェルビーイングというカタカナをいれまして、ウェルビーイングの向上という祝詞を読んでいます。周りの人は分かってくれているかどうか分かりませんが（笑）。

長い歴史のなかで、神道のなかでも、個というよりも家というものを重視していく、つまり家の体面とか、祖先に申し訳ないとか、親戚の恥というところが非常に日本のなかでは大切にされる部分があると思います。けれども誰かが犠牲になってまともな意味がないわけで、やはり家族が重要ではなくて、そのなかにある1人ひとりのウェルビーイングがどう高められていくかということをもとめていくのがソーシャルワークの視点だろうと思います。いろいろな面で日本において個が大切にされない歴史があるとは思いますが、それともやはり戦っていかねばいけないということになっていくのではないかと思います。

ぜひ、この人間福祉学部のなかでは、さきほどCのシリーズはいろいろ出ていましたけれど、ウェルビーイングとヒューマンライツとソーシャルジャスティスといった概念も少し整理していただいて、そういったところを先導しながら日本の社会福祉、ソーシャルワークに大きな変革を与えていただければありがたいと思います。

若干余っていますけれども、またあとで続きをお話しさせていただくことにして、この程度にしたいと思います。どうもありがとうございました。

（4人のパネリスト全員の発題後、コーディネーターから「言い残したことや、さきほど説明しようと思って言葉が足りなかった点、あるいはほかの方々のお話を聞かれて触発されたことや示唆さ

れたことを2分でお願ひします」という投げかけにこたえて）

みなさんのお話を聞きながら、なるほどということ、うなずいて聞いておりました。

どうしても私の視点はソーシャルワーク、社会福祉学というところになってくるわけですが、いろいろな話を聞きながら、ソーシャルワークというののもいまま、あるいは社会福祉士は相談援助でくくってあるから、みんな狭いところしかみないわけです。ですから、こういったことを契機としてソーシャルワークもミクロ、メゾ、マクロというレベルがありますし、非常にグローバルにみていけば、大きないろいろな役割をもっているわけですから、あまり限定して考えずに、もっとやはり発想を変えながら、要は人々のニーズにどう対応していけるかということになっていくのだらうと思います。そういう面で、対応していくところに、さきほどから出てくる起業家という発想は非常に重要だし、やはりソーシャルワークのなかで十分起業家についての説明もしていくこともできるのだらうと思います。

ぜひそういう意味では、柔軟な発想をもちながら、そしてさきほど言ったように、重しとしては、ウェルビーイング、あるいはヒューマンライツ、あるいはソーシャルジャスティス、このソーシャルジャスティスというのが実は非常にむずかしいわけですね。みんなソーシャルジャスティスが重要だよというのですけれども、具体的なことは教えないわけです。ですから、グローバルに考えてどういうソーシャルジャスティスをもっていくかという面での研究なり発信が非常に重要なのだらうと思います。

たとえば、どうしても私は子どものところですから、日本の児童養護施設は558か所あります。3万人の子どもが生活しています。けれども、先進国にはもうこういう施設はありません。ですから、日本は大変恥ずかしいのです。国連は2000年に「国家による暴力」という勧告を出していて、

大きな施設に子どもを入れているのは国家による暴力であると。あるいはEUでは、大舎制の施設がある国はEUに加盟できないのです。ですから、グループホームや里親制度になっていかなければならない。そういう意味ではグローバルにみていけば日本は大変遅れていて、施設のなかでも一番遅れているのは児童養護施設であるわけです。そういったところを、もっともっと社会を改革できるような人材というか発信もぜひお願いします。芝野先生はかつて、関西学院大学は子ども総研（日本子ども家庭総合研究所）を目指しますとおっしゃっていましたがけれども、子ども総研と

は国のシンクタンクなのですからけれども、ぜひそういった面で新しいいろいろな発信を。これはもう全て子どもの権利ということに繋がっていく話です。

ですから本当に、アフリカ会議を開いていますけれども、もっと国内でやるべきことはすごくある。とにかく大舎形式の児童養護施設から、小規模の施設、グループホームや里親制度を充実させていくこと。そういったことが全然進捗していないという現状もあります。ぜひそういった面での貢献もしていただきたいと思います。